

第3期都留市地域福祉計画 (素案)

令和4年 月

都 留 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画改定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係.....	3
4 計画の期間.....	5
5 第 2 期都留市地域福祉計画策定後の主な制度改正等.....	6
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状	8
1 都留市の現状.....	8
2 福祉関係計画の動向.....	18
第 3 章 基本理念・基本目標	23
1 基本理念と基本目標.....	23
2 計画の体系.....	25

第4章 施策の展開..... 26

基本目標1「地域で共に支え合い、誰もが安全安心に暮らせる、住民主体のまち」を 目指します.....	26
(1) 住民主体の地域福祉活動の推進.....	26
(2) ボランティア団体・NPO法人の活動の推進.....	27
(3) 避難行動要支援者の支援.....	29
(4) 地域見守り活動の推進.....	32
基本目標2「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」を目指します.....	33
(5) 総合的な相談支援体制の整備.....	33
(6) 生活困窮者等への支援.....	34
(7) 情報提供機能の強化.....	36
(8) 福祉サービス利用者の権利擁護.....	37
(9) 多様な事業主体によるサービス提供体制の整備.....	41

第5章 計画の推進に向けて..... 42

1 計画の進行管理について.....	42
2 行政の推進体制等.....	42
3 関係機関等との連携.....	42



第1章 計画の策定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成28年4月に『育みます！ やさしさと元気のまち』の理念のもと、「地域で共に支え合い、誰もが安全安心に暮らせる、住民主体のまち」、「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」という2つの基本目標を掲げた『第2期都留市地域福祉計画』を策定し推進してまいりました。

近年、少子高齢化・人口減少の進行とともに、ライフスタイルや価値観の多様化等を背景として、家庭での扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がい者に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり状態の長期化等による8050問題や介護と育児を同時に担うダブルケアの問題等、複合的な課題が顕在化しています。また、防災・減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。

国では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、社会福祉法等の関係法令を改正しました。

第2期都留市地域福祉計画は、計画期間が令和3年度に終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が、これまで以上に安心していきいきと暮らしていけるまちを目指し、新たな第3期都留市地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

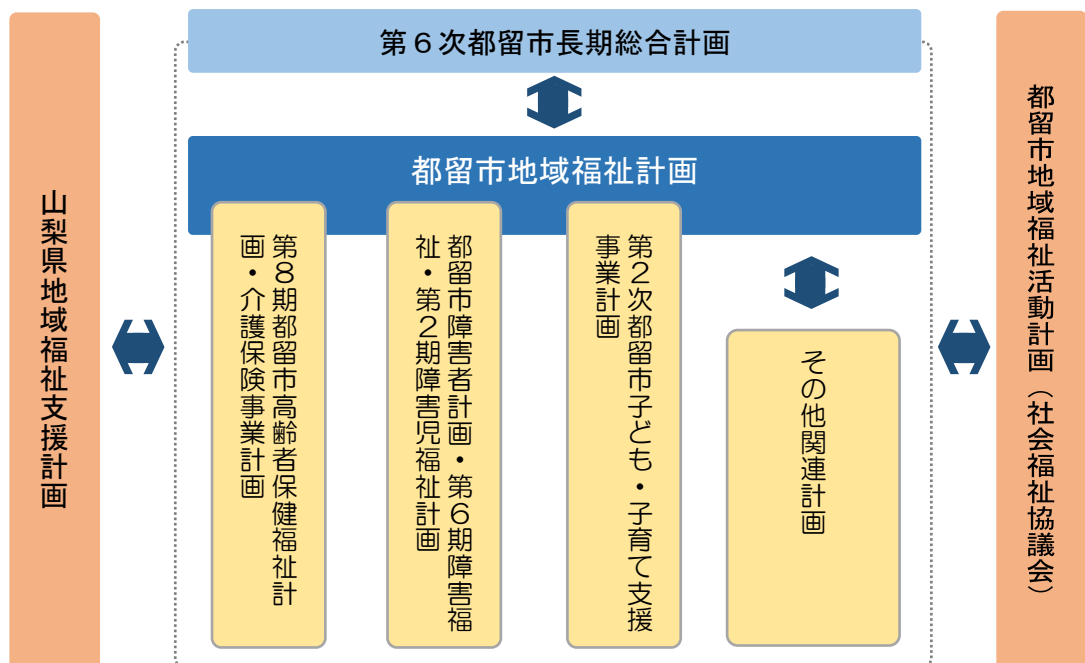
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

本計画は、第6次都留市長期総合計画を上位計画とし、その福祉分野の具体的な施策を実行するための補完計画として、各法律に基づき策定された『第8期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『第2次都留市子ども・子育て支援事業計画』『都留市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』に共通する地域福祉推進の理念により、各分野の横断的な福祉課題に総合的に取り組むための計画として地域福祉計画は位置づけられます。

各福祉分野の補完計画は、本計画の対象分野であるため、本計画の施策の一部として位置づけられます。

また、地域福祉計画は地域福祉の推進に取り組む総括的な計画として、都留市社会福祉協議会において策定される『都留市地域福祉活動計画』は実践的な計画として、地域福祉の推進について連携していくこととなります。

[位置づけ図]



3 地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12 (2030) 年までに達成するために掲げた国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とのターゲットから構成されています。このSDGsを達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市では、SDGsが第6次都留市長期総合計画の基本構想に掲げる目指すべき将来像「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」と同様の方向性であることから、SDGsの取組を市全体に広げていくため、令和3年4月29日に市長を本部長とした都留市SDGs推進本部を立ち上げ、全庁的に取組を進めています。



【本計画の基本施策に関わるSDGsのゴール】

ゴール	都留市の取組方針
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>生活困窮者への支援、地域見守り活動の推進を行ない、貧困を減らすことを目標に貧困や弱い立場にある人を支援し、守る仕組みを構築します。また、避難行動要支援者の支援をとおり、災害により社会的弱者が被る被害を減らすための支援を行ないます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>本計画の施策全体をとおして、市内に暮らすあらゆる年齢の全ての住民に健康的な生活を確保し、地域福祉を促進していくように取り組んでいきます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>多様な事業主体によるサービス提供体制の整備をとおして、地域の雇用創出や行政コストの削減を目指し、地域社会の活性化に結び付けていけるように取り組んでいきます。また、生活困窮者への支援を行うなかで新たな社会資源の創出に努めていきます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>生活困窮者やひきこもり等への支援を行ないます。また、成年後見制度の利用促進やヤングケラーへの支援等をとおして、福祉サービス利用者の権利擁護を推進します。上記の施策を行ない、地域の所得格差、不平等を無くすことを目標とします。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>避難行動要支援者の支援を通して、自然災害のリスクの管理を実施していきます。また、ボランティア団体・NPO法人の活動の推進及び多様な事業主体によるサービス提供体制の整備を行い、地域住民が自分の地域に住み続けられるまちを目指します。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>地域見守り活動の推進や福祉サービス利用者の権利擁護を通して、社会的弱者への暴力、虐待を無くし、全ての人々が平等に守られる社会を目指します。また、情報提供機能の強化をとおして、正しく機能し、正しい情報を発信する公共機関を目指します。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>地域での身近な相談活動を担っている民生委員・児童委員、障害者相談員、ケアマネジャー、社会福祉協議会、NPO法人、各支援センター、サービス提供事業者、医療機関などとの連携を強化し福祉サービス利用者が安心して地域で生活できる体制を整備していきます。</p>

4 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会福祉制度の動向や地域福祉に係る環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期地域福祉計画 令和4年度～令和8年度				
第8期都留市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 令和3年度～令和5年度				
第2次都留市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度				
都留市障害者計画・第6期障害 福祉・第2期障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度				
第6次都留市長期総合計画 平成28年度～令和8年度				

5 第2期都留市地域福祉計画策定後の主な制度改正等

平成28年3月に『第2期都留市地域福祉計画』が策定された以降に、地域福祉を取り巻く制度などに変化のあったものを取り入れて、令和4年3月から『第3期都留市地域福祉計画』を策定します。

年	月	機関	概要
平成 28 年	3 月	都留市	第2期都留市地域福祉計画策定
	4 月	国	障害者雇用促進法改正 雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化
	8 月	国	児童福祉法の改正 全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。
平成 29 年	3 月	国	成年後見制度利用促進基本計画 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定
		市社協	第2次都留市地域福祉活動計画策定
平成 29 年	12 月	国	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について 平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、策定が努力義務となり、法律第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されたことを踏まえ、平成29年12月12日に各都道府県知事、指定都市長、中核市長宛に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知
平成 30 年	4 月	国	改正社会福祉法の施行
	12 月	国	ユニバーサル社会実現推進法 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

年	月	機関	概要
平成 31 年	4 月	国	障害者活躍推進プラン 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援するため、学校卒業後の障害のある人の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害のある人の真の社会参加や自立の実現を目指している。
令和元年	6 月	国	読書バリアフリー法成立 視覚障害や発達障害、上肢の障害などがある人の読書環境の整備を進める
	1 2 月	県	山梨県地域福祉支援計画の改定
令和 2 年	6 月	国	改正社会福祉法の可決・成立
	9 月	県	ひきこもりに関する調査
令和 3 年	5 月	国	災害対策基本法の改正
	7～8 月	県	ヤングケアラーの実態に関する調査
	1 2 月	県	ヤングケアラー支援ガイドラインの策定
令和 4 年	3 月	都留市	第 3 期都留市地域福祉計画の策定



第2章

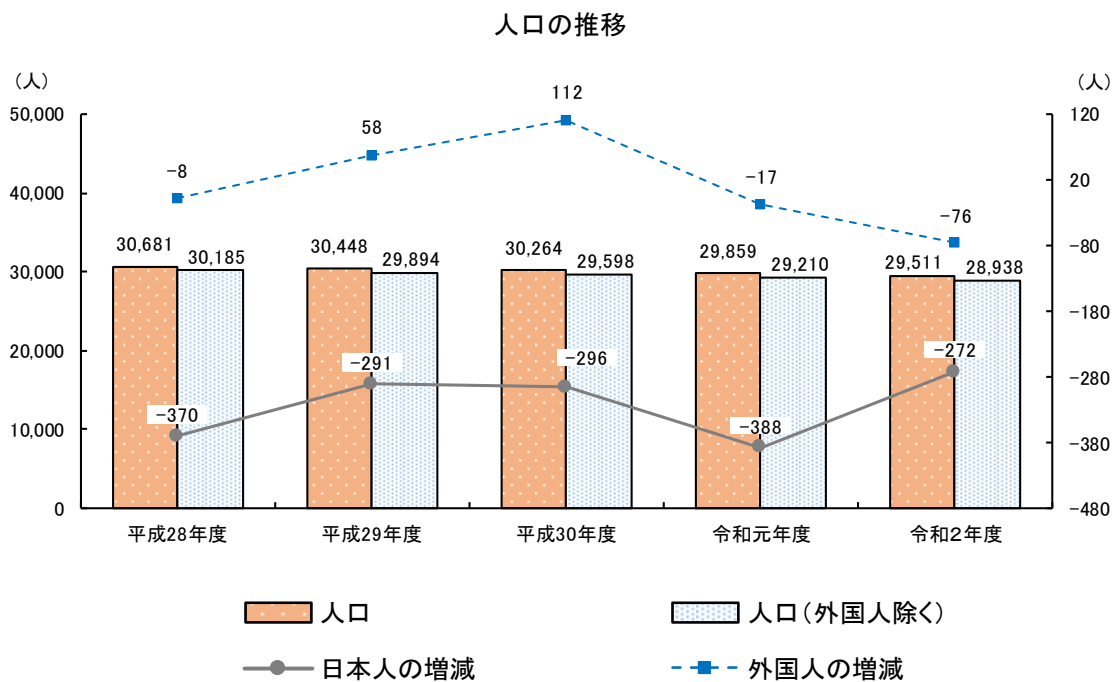
地域福祉を取り巻く現状

1 都留市の現状

(1) 人口の推移

① 人口の推移

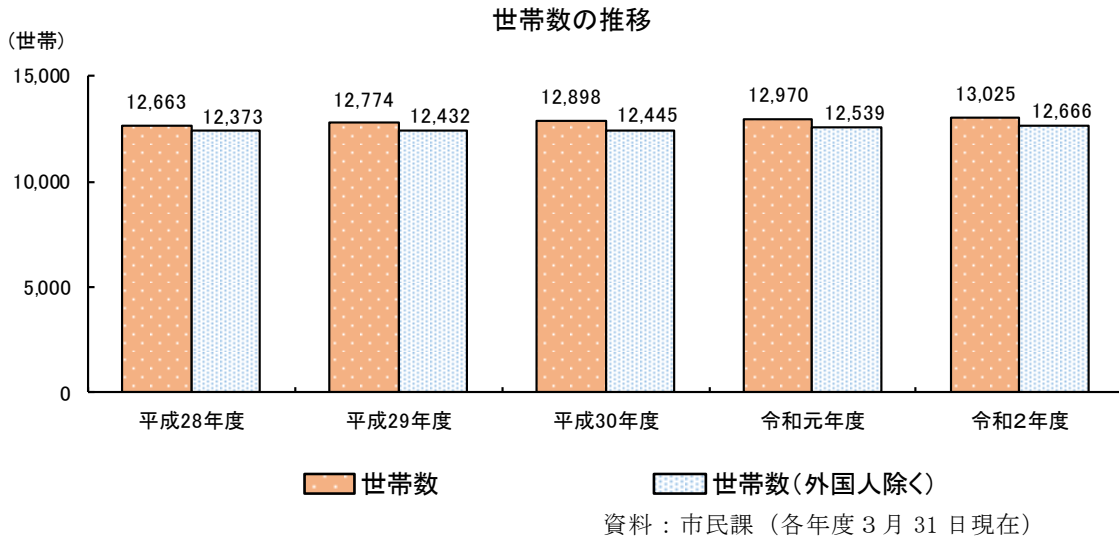
本市の人口の推移をみると、人口及び外国人を除いた人口ともに、平成28年度以降減少傾向にあります。一方、外国人の増減をみると、平成28年度から平成30年度にかけて増加していましたが、その後減少に転じています。



資料：市民課（各年度3月31日現在）

② 世帯数の現状

本市の世帯数の推移をみると、平成28年度以降増加傾向にあります。

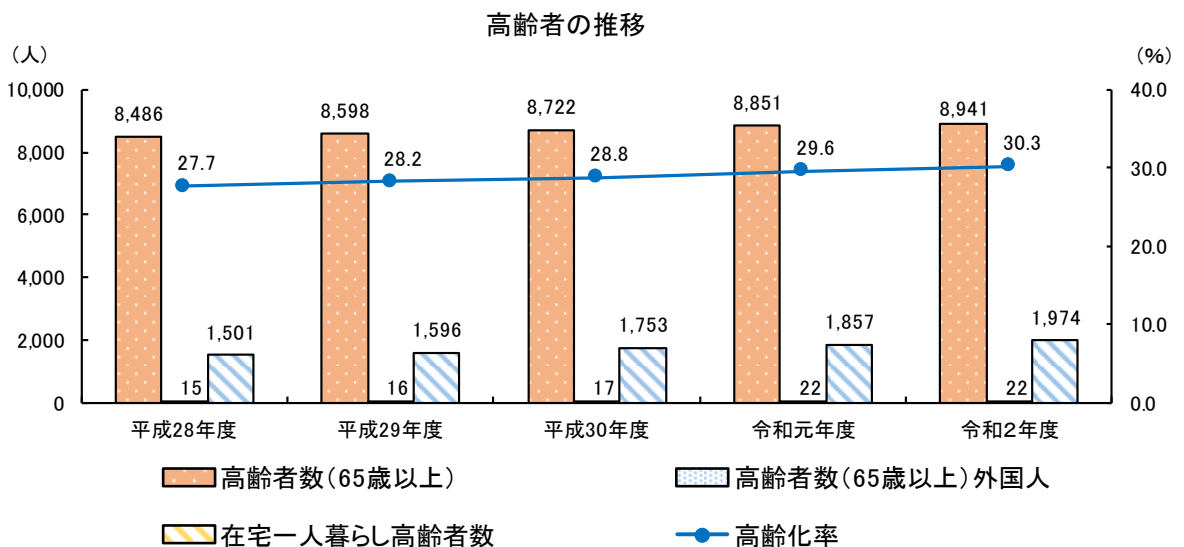


(2) 高齢者の現状

① 高齢者の推移

本市の高齢者の推移をみると、高齢者数（65歳以上）、高齢者数（65歳以上）外国人、在宅一人暮らし高齢者数、すべて増加傾向にあります。

高齢化率をみると、平成28年度以降増加しており、令和2年度では30.3%となっています。

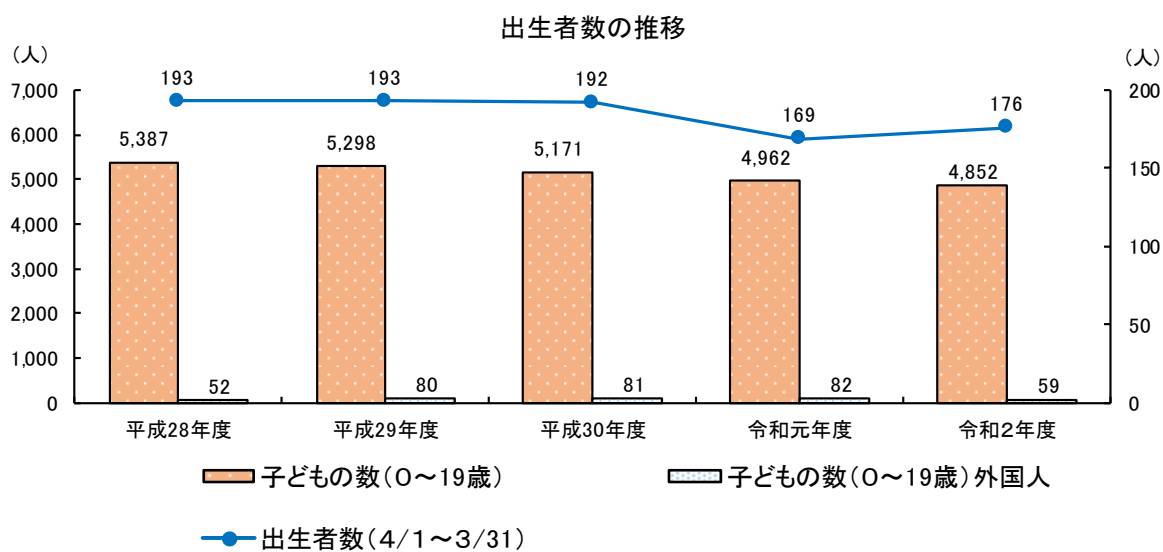


(3) 子どもの現状

① 出生者数の推移

本市の出生者数の推移をみると、平成30年度から令和元年度にかけて減少していますが、その後令和2年度では増加し、176人となっています。

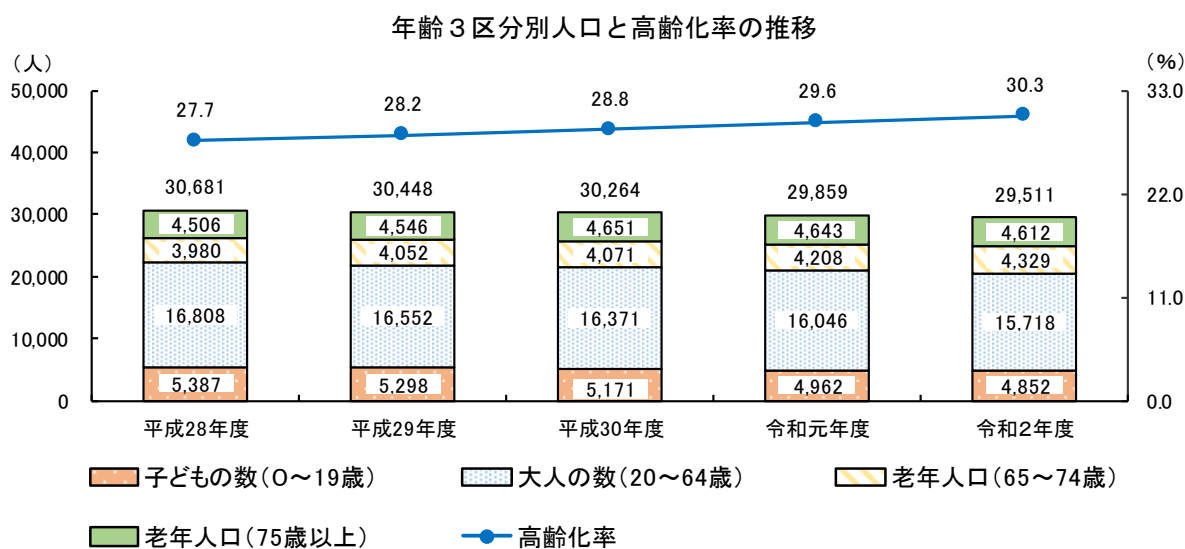
一方、子どもの数（0～19歳）は減少傾向にあり、令和2年度では4,852人となっています。



(4) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本市の年齢3区分別人口と高齢化率の推移をみると、平成28年度から令和2年度の5年間で、老年人口（65～74歳）と老年人口（75歳以上）を合わせた高齢者数は、455人増加しています。また、令和2年度の高齢化率は、30.3%となっています。一方、子どもの数（0～19歳）は5年間で535人減少しています。

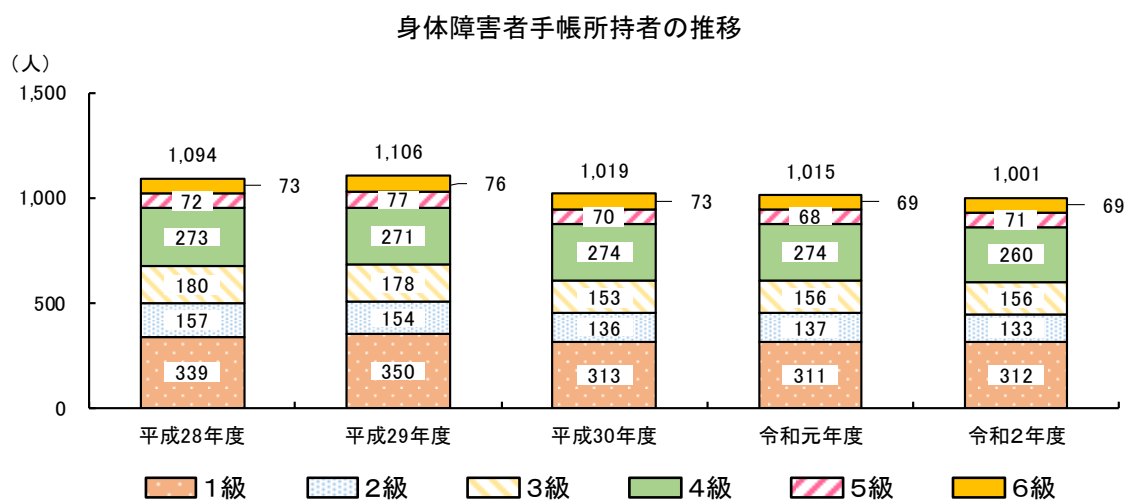


資料：市民課（各年度3月31日現在）

(5) 障がい者の現状

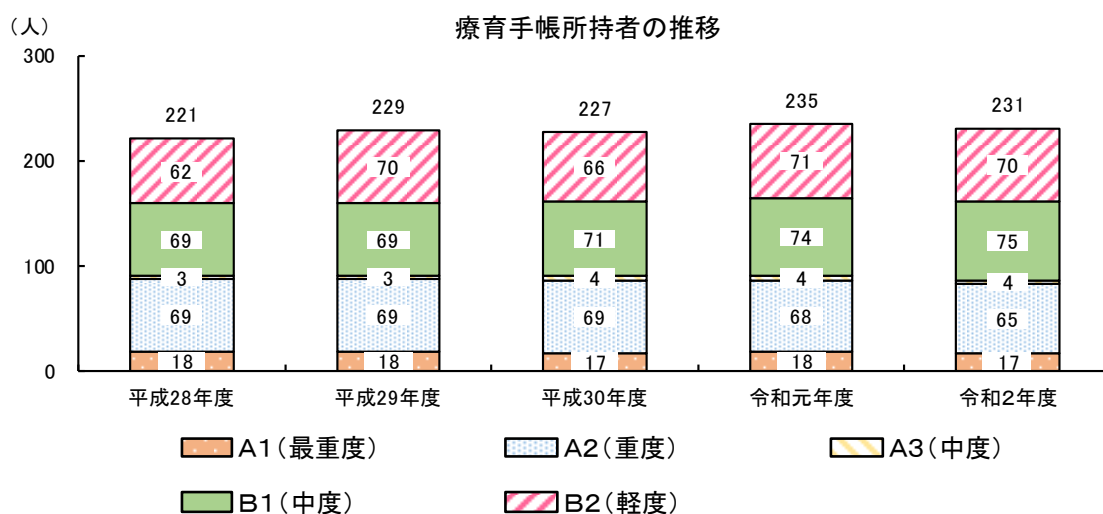
① 身体障害者手帳所持者の現状

本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成28年度以降減少傾向にあり、令和2年度では1,001人となっています。等級別にみると、どの年も1級が最も多くなっています。



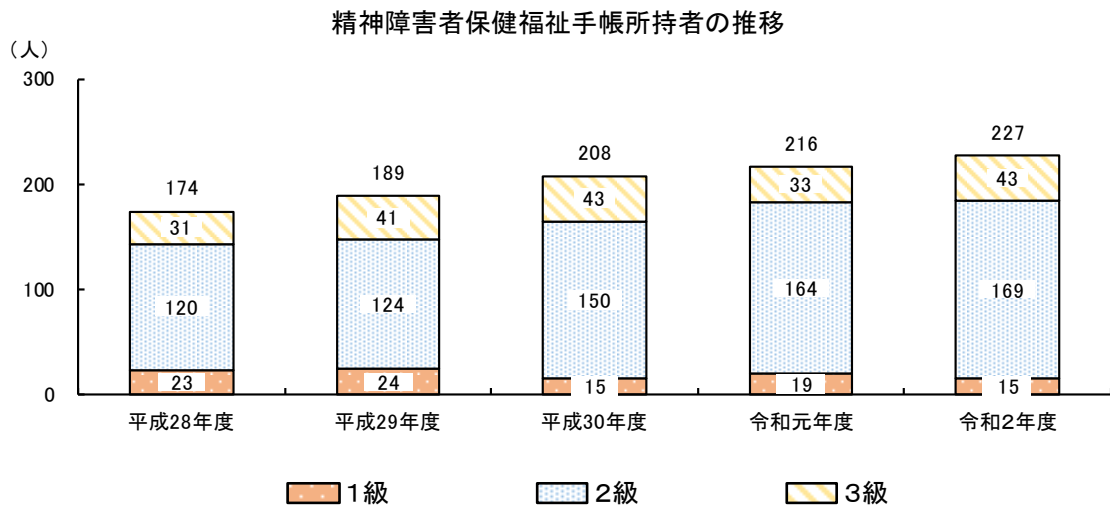
② 療育手帳所持者の現状

本市の療育手帳所持者数の推移をみると、平成28年度以降、増減を繰り返して推移しており、令和2年度では231人となっています。程度別にみると、B1（中度）が増加傾向にあります。



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成28年度以降増加傾向にあり、令和2年度では227人となっています。平成28年度と比べると53人増加しています。

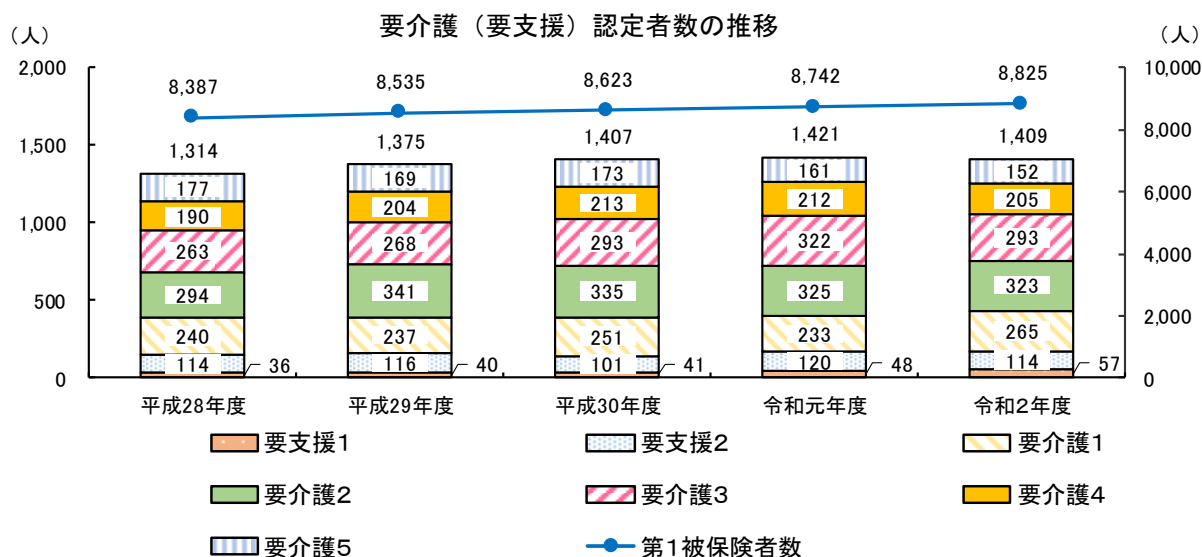


資料：都留市福祉課（各年度10月1日現在）

(6) 要介護（要支援）認定者数の推移

① 要介護（要支援）認定者数の推移

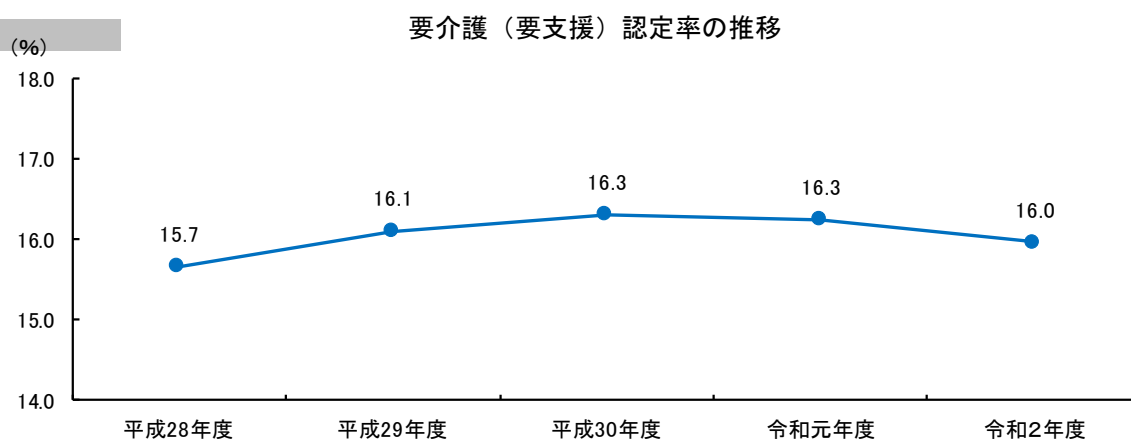
要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成28年度以降増加傾向にあり、令和2年度では1,409人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月30日現在）

② 要介護（要支援）認定率の推移

要介護（要支援）認定率の推移をみると、平成30年度、令和元年度の16.3%をピークに、令和2年度では16.0%となっています。

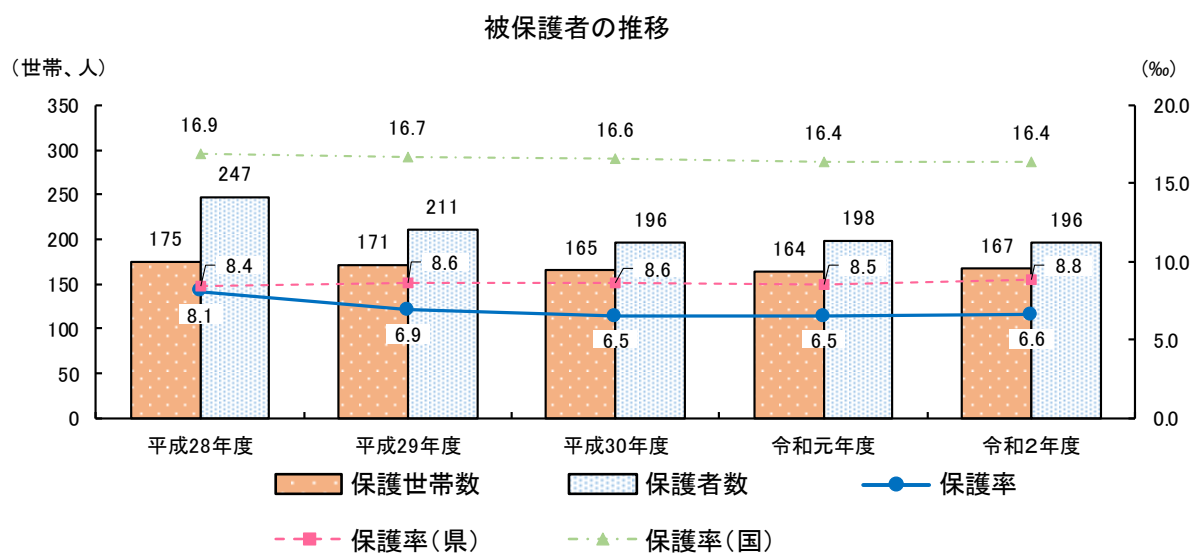


資料：介護保険事業状況報告（各年度9月30日現在）

(7) 生活保護者の現状

① 被保護者の推移

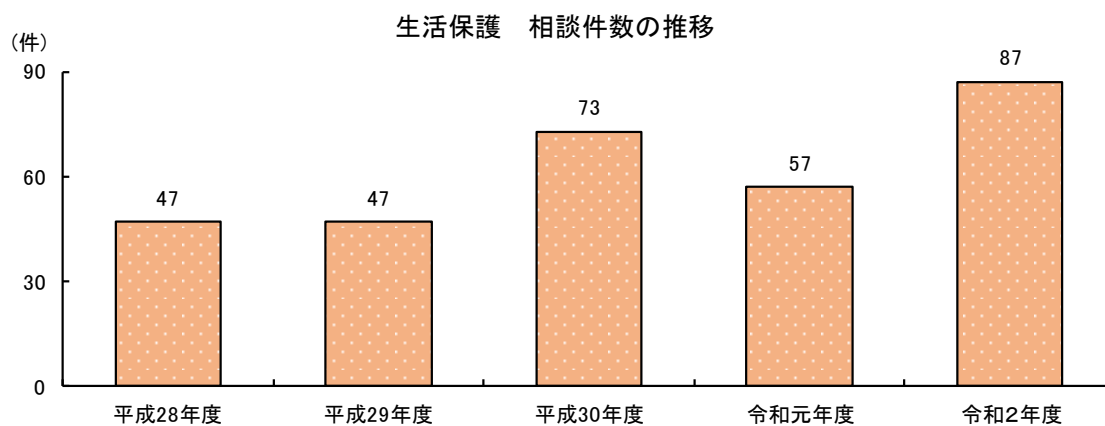
本市の保護世帯数、保護者数の推移をみると、令和2年度では167世帯、196人となっています。保護率をみると、令和2年度では6.6%となっており、平成28年度の8.1%から1.5ポイント下がっています。



資料：福祉課（各年度とも翌年3月31日現在）

② 生活保護の相談件数

生活保護の相談件数の推移をみると、令和2年度では87件となっており、平成28年度と比べると40件増加しています。

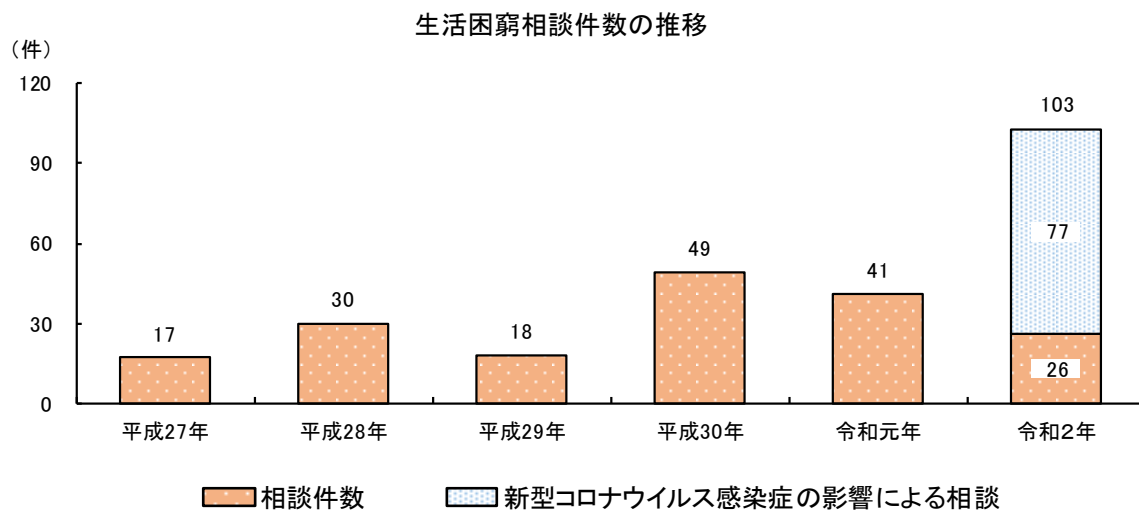


資料：福祉課（各年度とも翌年3月31日現在）

(8) 生活困窮者自立支援の現状

① 生活困窮相談件数の推移

生活困窮の相談件数の推移をみると、平成27年度から令和元年度にかけて、最も相談件数が多い年で、平成30年度の49件となっていました。令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響により、103件まで増加しています。

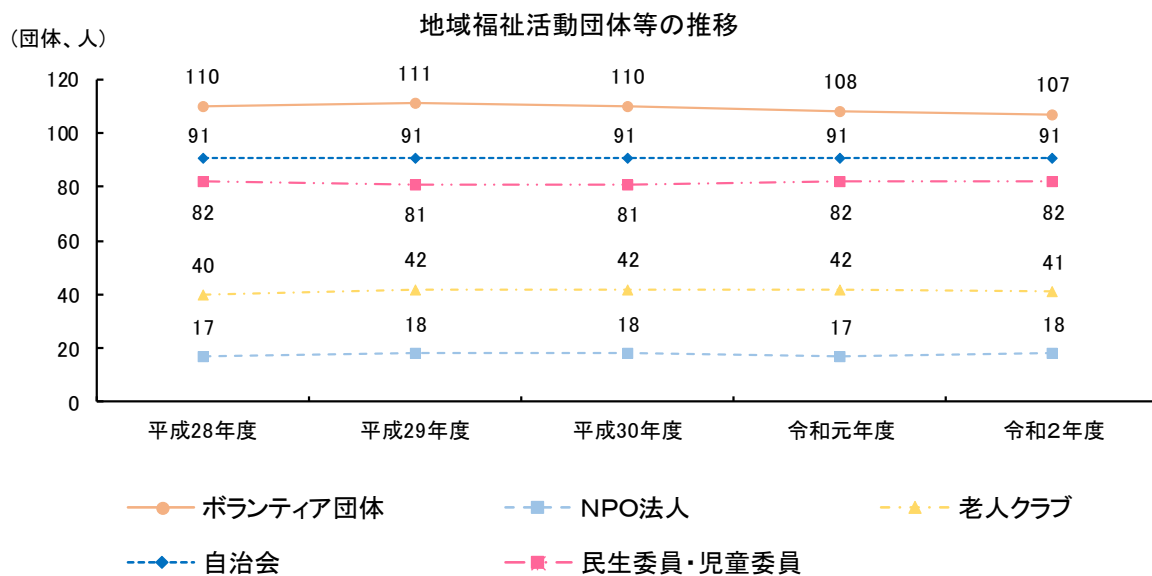


資料：福祉課（各年度とも翌年3月31日現在）

(9) 地域の福祉活動の現状

① 地域福祉活動団体等の推移

地域福祉活動団体等の推移をみると、どの団体も横ばいで推移しています。



資料：社会福祉協議会、内閣府NPOポータルサイト、地域環境課、福祉課
(各年度3月31日現在)

2 福祉関係計画の動向

高齢者保健福祉・介護保険分野、子ども・子育て支援分野、障害福祉分野の施策については本計画の対象ではありますが、既に各分野で個別に計画が策定され、施策が実施されているため、本計画の策定にあたって、各分野の個別計画を本計画の施策の一部として位置づけます。

各分野の施策の詳細については、各計画をご覧くださいと思いますので、ここではその概要について説明します。

(1) 高齢者保健福祉・介護保険分野

『第8期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』

国の将来予測によると、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニアが65歳以上、高齢者人口の増加に加え、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。本市においても高齢化率は年々上昇傾向にあります。

このような状況のなか、本市では、地域のすべての人がいつまでも健康で暮らし、生きがいを持つことで、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らせる活力あるまちづくりを目指し、「誰もが生きがいを持ち、はつらつと暮らせるまち」を基本理念として第7期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定、推進してきました。

しかし、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症の、感染症対策として緊急事態宣言が発令されて以降、高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても、新しい生活様式を意識した見直しや工夫が必要となっています。

① 基本理念

【 誰もが生きがいを持ち、はつらつと暮らせるまち 】

② 施策の体系

基本目標	基本施策
1 いつまでも健やかに暮らせるまち	1 疾病予防・健康づくりの推進 2 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進
2 いきいきと活動し、生きがいを持てるまち	1 高齢者の生きがい活動と社会参加の促進 2 すべての人にやさしいまちづくりの推進
3 地域のみんなでささえあうまち	1 地域支援ネットワークづくり 2 認知症高齢者への支援の強化 3 地域包括ケアシステムの推進 4 在宅生活・介護支援の充実
4 安心して介護が受けられるまち	1 介護保険事業の推進 2 介護保険制度の適正利用に向けた取組

(2) 子ども・子育て支援分野

『第2次都留市子ども・子育て支援事業計画』

我が国では、出生率の低下や未婚率の上昇、晩婚化等の要因により、少子高齢化が一層進行しています。就労環境や経済の変化等によって、仕事と家庭の両立に困難が生じるとともに、待機児童問題や放課後児童クラブの不足も深刻で、結婚・出産・子育ての希望が叶わない等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しいものとなっています。

さらに、家族構成の変化や、地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が子育てに対する支援を得ることが難しくなっていることから、子育てに対する孤立感や負担感、不安感の増加も指摘され、子ども・子育てへの支援のさらなる充実が求められています。

このような状況の中、国では、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを主要内容とする、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育てを社会全体で支援する仕組みの構築に向けて取り組んできました。

① 基本理念

【 ひと集い 地域の中で、子どもが健やかにのびのび育つまちづくり 】

② 施策の体系

基本目標	基本施策
1 子育て世代に寄り添った支援の充実	1 教育・保育及び子育て支援事業の充実 2 子育て世代のネットワークづくり 3 子育て相談・子育て情報の充実 4 子育て家庭への経済的支援
2 家庭・地域等の子育て力の充実	1 家庭における子育て力の向上 2 地域における子育て力の向上 3 次代の親の育成 4 教育・保育の人材の確保及び資質の向上
3 母親と子どもの健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保 2 「食育」の推進 3 小児医療等の充実
4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 2 児童の健全育成 3 思春期保健対策の充実
5 支援が必要な家庭・児童へのきめ細やかな取り組みの推進	1 児童虐待防止の充実 2 障害児支援施策の充実 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進 4 貧困家庭への支援
6 仕事と家庭生活の両立支援	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための環境づくりの促進 2 男女共同参画社会の推進 3 子どもが安心して学び・遊ぶことのできる環境の整備 4 安全・安心なまちづくりの推進

(3) 障害福祉分野

『都留市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』

我が国では、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法、以下同じ）」を制定し障がいのある人が住み慣れた地域で生活するための支援を推進してきました。

平成28年には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）」が公布され、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが求められています。

本市ではこうした状況を踏まえ、障がいのある人を取り巻く環境の変化や課題に対応し、基本理念で掲げた社会を実現するための障がい者施策に取り組んでいます。

① 基本理念

【 誰もが優しさをもってふれあい、
地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち 】

② 施策の体系

【障害者計画】

基本目標	基本施策
1 相互理解と権利擁護の推進	1 障がいへの理解の推進 2 相互交流の推進 3 相談・支援体制の充実と連携 4 差別の解消及び権利擁護の推進
2 協働体制の整備	1 NPO、ボランティア等の活動の推進 2 障がい当事者活動の支援 3 当事者団体、家族会活動の支援
3 福祉サービスの充実	1 在宅福祉サービスの充実 2 暮らしの場の確保 3 福祉手当等制度の活用促進 4 地域を支えるマンパワーの確保
4 保健医療の充実	1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 2 医療・医学的リハビリテーション等の充実
5 教育の充実	1 切れ目のない教育的支援体制の整備
6 雇用・就労の支援	1 就労の場の確保 2 就労に向けた支援施策の推進
7 生活環境の整備	1 ユニバーサルデザインの推進 2 防災対策等の推進
8 社会参加の促進	1 情報アクセシビリティの推進 2 スポーツ・文化・芸術活動の振興 3 外出や移動等の支援の充実

【第6期障害福祉計画】

基本目標	基本施策	根拠法
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・生活介護 ・療養介護 ・短期入所 ・施設入所支援 	障害者総合支援法
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 	
訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型） ・就労継続支援（B型） ・就労定着支援 ・共同生活援助 ・自立生活援助 	
自立支援医療		
補装具		
市町村事業	<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修 ・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動センター事業 	地域生活支援事業
都道府県事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な支援事業 ・専門性の高い相談支援事業 	

【第2期障害児福祉計画】

基本目標	基本施策	根拠法
障害児通所給付	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 	児童福祉法
障害児相談支援		



基本理念・基本目標

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である住民が自らの暮らす地域の問題を「我が事」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、都留市社会福祉協議会等と行政が連携を図りながら、住民の生活課題を「丸ごと」解決できる体制を構築することが必要となります。

本市では、第2期計画において、すべての住民がいきいきと暮らすことのできるまちを目指して、基本理念を『育みます！ 優しさと元気のみち』と定め、地域福祉を推進してきました。

本計画では、第2期計画の基本理念を継承し、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

【 基 本 理 念 】

育みます！ 優しさと元気のみち

(2) 基本目標

基本目標1 「地域で共に支え合い、誰もが安全安心に暮らせる、住民主体のまち」を目指します。

だれもが、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。住民の福祉意識の醸成や住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、支え合いや助け合いの活動を促進することで、みんなで支えあう地域を目指します。

誰もが地域でいつまでも安心して暮らせるよう、災害への備えとして、自主防災活動の推進や災害時要援護者の支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進等により、地域の防災力・防犯力の強化を図ります。

また、ボランティアなど人的資源の活用を含めた移動手段の確保を検討し、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。

基本目標2 「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」を目指します。

だれもが、地域福祉の問題について気軽に相談でき、その人の生活課題に応じた的確な支援が受けられ、解決につなげる仕組みづくりを行います。また、地域の資源を効果的につなげるため、市民、地域（町会等）、福祉関係者、さらに庁内等連携会議により行政内の連携を図り相談体制を充実します。

さらに、一人ひとりの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図る等、福祉サービスを必要とする人の権利擁護に努めます。

2 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

育みます！
優しさと元気のまち

「地域で共に支え合い、誰もが安全安心に暮らせる、住民主体のまち」を目指します。

「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」を目指します。

(1) 住民主体の地域福祉活動の推進



(2) ボランティア団体・NPO 法人の活動の推進



(3) 避難行動要支援者の支援



(4) 地域見守り活動の推進



(5) 総合的な相談支援体制の整備



(6) 生活困窮者等への支援



(7) 情報提供機能の強化



(8) 福祉サービス利用者の権利擁護



(9) 多様な事業主体によるサービス提供体制の整備





施策の展開

基本目標 1 「地域で共に支え合い、誰もが安全安心に暮らせる、住民主体のまち」を目指します

(1) 住民主体の地域福祉活動の推進

【現状・課題】

住民が地域での福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者、障がい者等の交流の機会が重要です。

本市では、地域住民の抱えている生活課題と行政としての課題の共通する部分を各団体に働きかけてきました。今後も課題を共有しながらさらなる住民参加による地域福祉活動を強化していく必要があります。また、関係者と連携・協働して都留市独自の福祉教育実践プログラムを開発し、さらに充実・強化を図っていく必要があります。

アンケート調査によると、地域における災害時の声かけ、安否確認の声かけ、住民相互の自主的な協力関係が求められており、近所付き合いや地域活動を通して交流していくことが重要です。

こうした現状から、地域の課題や地域活動について、近所の人たちと相談し、助け合える関係を望む人が多くいますが、実際には立ち話をする程度やあいさつを交わす程度の付き合いとなっています。今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。

【取組】

① 地域福祉活動への住民参加の仕組みづくり

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉や地域活動に関する情報の提供を充実していきます。

また、地域福祉活動へのきっかけとして、サロン等の交流の「場」への参加を促進します。地域の団体を支援し、すべての地区にサロン等の交流の場が広がるよう働きかけます。

② 都留市社会福祉協議会、都留市まちづくり市民活動支援センターとの連携強化

地域福祉活動への住民参加については、地域における福祉活動の中心的な役割を担っている都留市社会福祉協議会や市民活動を推進する拠点として設置された都留市まちづくり市民活動支援センターと連携を図り、その仕組みづくりにあたっていきます。

③ 福祉教育・地域福祉推進を担う人材育成の充実

福祉に対する地域住民の関心を高めるため、教育委員会や都留市社会福祉協議会等の関係者と連携・協働して都留市独自の福祉教育実践プログラムを開発し、さらなる充実・強化を図っていきます。

(2) ボランティア団体・NPO法人の活動の推進

【現状・課題】

ボランティア団体・NPO法人の活動が関係機関と連携して活動に取り組むことで、大きな効果が期待できます。

本市では、ボランティア団体・NPO法人が個別に活動してだけでなく、都留市社会福祉協議会ボランティアセンターや都留市まちづくり市民活動支援センターと連携、協働を行ってきました。ボランティア団体・NPO法人と関係団体がより連携しやすい体制について再検討する必要があります。

アンケート調査によると、ボランティアやNPOに参加した経験を持つ人は少なく、その理由について、時間がない、活動場所が分からないといった理由がみられました。また、社会福祉施設の在り方について、ボランティアを希望する住民等の受け入れや専門分野に関する研修会の開催や地域の勉強会への講師派遣を求める声がみられました。

地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつながる必要があります。

【 取組 】

① ボランティア団体・NPO法人の活動支援

都留市ボランティアセンターを拠点に、ボランティア活動全般の見える化やSNS等を活用した情報発信の強化を図り、認知度の向上や、企業や男性のボランティア活動参加促進を図っていきます。また、ボランティア相談におけるコーディネートでのデジタル化を図り、円滑にボランティアの連絡調整が行える体制づくりを進めます。

② ボランティア団体・NPO法人の設立等の相談支援

本市で設けているNPO法人の設立に関する補助制度の周知を図るとともに、ボランティア団体・NPO法人の設立等の相談についても、設立・運営相談会を開催してボランティア団体やNPO法人の活動を支援している山梨県ボランティア・NPOセンター等と連携して対応していくよう体制を整備していきます。

③ 都留文科大学地域交流研究センターとの連携

生涯学習課で実施している事業において、地域交流研究センターとの連携により学生ボランティアを募集、運営に参加を呼び掛けています。今後も地域と都留文科大学とのつながりを強化していきます。

④ ボランティア団体・NPO法人の交流推進

ボランティア団体・NPO法人が個別に活動してだけでなく、団体や法人が相互に連携して活動していく方がより大きな効果が期待できますので、都留市社会福祉協議会ボランティアセンターや都留市まちづくり市民活動支援センターと連携して各団体等の交流を推進していきます。

また、ここ数年開催できていなかった、都留市社会福祉協議会、都留市まちづくり交流センターや関係者と連携した「市民活動団体情報交換会」について、連携、協働体制について再検討していきます。

(3) 避難行動要支援者の支援

【 現状・課題 】

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

本市では、平成29年に要支援者名簿システムを導入し、ハザードマップ等とリンクさせることで防災対策の強化に努めてきました。また、令和3年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)を作成する様、努力しなければならないとされました。今後は、防災の担当部署を始め、関係する部署と協議の上、避難行動要支援者の対象者の見直しを行うとともに個別避難計画を作成していくことが必要となっています。

アンケート調査によると、防災活動への参加率が低い現状にあり、災害時の不安を軽減するためにも防災活動への参加を推進していく必要があります。また、高齢者、障がいのある人など災害弱者に対する対策として取り組むべきことについて、災害時の生活支援体制の確立や災害時の情報伝達方法の確立が求められています。

防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。また、避難行動要支援者のリストを関連機関で情報共有し、高齢者、障がいのある人など災害弱者も安心して過ごせるように防災対策を行っていく必要があります。

【 取組 】

① 避難行動要支援者個別避難計画の作成

(i) 個別避難計画の作成についての優先度の判断

個別避難計画の作成に当たっては内閣府による取組指針により作成の優先度が高いと判断される者については概ね5年以内に計画作成を実施されたいとあることから、防災の担当部署など関係する部署と協議の上、ハザードマップ等を用いるなどするほか要支援者本人の状況によりその作成優先度を判断します。その上で順次個別避難計画を作成していきます。

(ii) 記載事項

本市において個別避難計画作成にあたり記載事項は以下の通り記載します。

- ・避難行動要支援者の情報（氏名・住所又は居所、連絡先、支援が必要な理由等）
- ・避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、連絡先等）
- ・避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他、避難行動の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(iii) 個別避難計画外部提供の同意

現在の避難行動要支援者名簿については、同意を得られないために名簿に記載されず災害発生時等に要支援者として見逃されることを防ぐため、同意の有無に関わらず名簿を作成し、非常時にのみ閲覧が可能な取り扱いとなっています。

個別避難計画についてもその情報について外部提供への同意を得なければなりません。上記の理由により同様の取り扱いとします。

② 要支援者の範囲の見直し

個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、最終的な形として全ての避難行動要支援者名簿記載者の個別避難計画を作成することになります。しかしながら現在の本市の要支援者の範囲が真に災害対策基本法に規定される「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」であるとは必ずしもいえないため関係各部署と協議の上、要支援者の範囲を見直し、本当に支援が必要な者のみを名簿に記載することを目指します。

③ 要支援者情報の共有及び保護

(i) 関係機関間との情報共有

把握した要支援者名簿等の情報については、まちづくり交流センター、各地区のコミュニティセンター等の災害対策の拠点に配置し、通常時は、個人情報保護のため施錠できる場所で保管し、非常時のみ閲覧を可能とします。

(ii) 要支援者情報の更新

要支援者情報については、毎年情報を更新し、福祉課地域福祉担当で名簿の作成を行っていきます。

④ 要支援者の支援

(i) 日常的な見守り活動の推進

各自治会の自主防災会や民生委員・児童委員等に、日ごろから要支援者に関し見守り活動を行ってもらうことにより、要支援者との間に信頼・安心関係を築いてもらい、災害時の要支援者の支援が円滑に行えるような体制を整備していきます。

(ii) 災害時の連絡体制

本市と都留市社会福祉協議会とで要支援者対策班を組織し、対策班が中心となって各関係機関と役割を分担して、要支援者の安否確認や避難誘導を実施する体制を整備していきます。

また、災害時には住民相互の共助が必要となります。自主防災会を中心に日頃から地域での防災体制の強化に努めていきます。

(iii) マニュアルの活用

災害時の要支援者の支援については、避難行動要支援者マニュアルを活用して「都留市要支援者助け合いネットワーク」に参加した各関係機関間で災害時の役割分担や対応を日ごろから確認しあうよう取り組んでいきます。

(4) 地域見守り活動の推進

【 現状・課題 】

民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、何かあったときの安否確認や犯罪の通報を円滑に実施できる体制づくりが重要です。

本市では、独居や高齢者世帯が増加しており、認知症サポーター講座の充実はもちろんのこと、見守りの視点の周知、情報提供できる仕組みづくりの強化の必要が生じています。また、関係各署で通報すべき部署の共有を行い速やかに対応できる体制づくりを構築し、ワンストップで相談体制のもてる相談支援体制を構築していく必要があります。

アンケート調査によると、地域住民の一員として社会的孤立に対して、見守り活動や相談先を伝えるといったことを行っている住民が多くなっています。

地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、子どもの安全対策など犯罪に強い地域づくりを進める必要があります。また、地域で展開されている見守り活動や防犯活動の充実が必要です。

【 取組 】

① 関係機関との連携の強化

対象者については、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など広い枠組みで対応していかなければなりません。庁内各部局で把握している情報や地域見守り活動に関する協定を締結している事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係者や関係機関との連携を強化し、ワンストップで相談体制のもてる相談支援体制を構築していきます。

② 地域への啓発活動

対象者や地域の異変に気付くのは一番近くにいる住民です。地域での見守り活動が重要になります。地域住民の一員として一人一人が社会的孤立、地域防犯などに対して見守り活動が行っていきけるよう、自治会や住民に向けた広報を行い、自分の暮らす地域に異変があった場合に速やかに警察や市役所など相談窓口に通報できる体制を整備していきます。

基本目標 2 「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」を目指します

(5) 総合的な相談支援体制の整備

【 現状・課題 】

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

本市では、関係部署間の連携に努めてきましたが、精神保健福祉士や社会福祉士等の確保が十分とは言えない現状にあります。現状の体制をさらに強化するために、専門的な知識を有する資格者の任用等、人的資源の確保が必要です。その上で、関係各部署の連携を強化する必要があります。また、個々の連携をさらに強化するとともに総合的な相談体制の構築を目指していきます。

アンケート調査によると、身近なところでの相談窓口の充実が求められています。また、住民が抱える不安や悩みについて、自分や家族の老後のことや自分や家族の健康のことが多くみられました。

誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。また、健康管理や生活習慣病の発症予防・重症化の防止、日常的な疾病の対処等、身近な地域での継続的な支援が必要となります。

【 取組 】

① 総合的な相談支援体制の整備

担当同士連携して相談にあたり、より困難な相談事例については、関係部署が集まりケース会議を開いて共通認識をもって対応をしていくよう各関係部局の連携体制をさらに密に対応できるように体制を整えていきます。

また、複雑な問題や自立阻害要因を持つケースに対応するため、精神保健福祉士や社会福祉士等を任用し相談体制を整備していきます。

福祉分野の幅広い知識を習得し、相談支援の専門性を高めていくため、相談担当職員に専門的な知識を有する資格者の任用等、人的資源の確保を行い、電話相談、メール相談、訪問相談等を行い臨機応変に相談が受けられる体制を整備していきます。

② 関係機関との連携の強化

地域での身近な相談活動を担っている民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、ケアマネージャー、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域活動支援センター、地域子育て支援センター、施設事業者、サービス提供事業者、医療機関、ソーシャルワーカーなどの関係者や関係機関との連携を強化し、福祉サービス利用者が地域で安心して生活できるような総合的な相談体制を整備していきます。

(6) 生活困窮者等への支援

【 現状・課題 】

誰もが安心して暮らせるよう、生活困窮者等の困難を抱えた人を地域で助けていくことは重要です。

事業評価によると、生活困窮者への支援について、一定の周知は図られているが、より一層の周知が必要です。

アンケート調査によると、生活困窮者自立支援法の認知度が低くなっており、周知を図っていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響で生活が苦しくなった人が出てきており、こうした人も含めた必要と思われる支援について、就労その他の自立に関する相談支援を行う事業、経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業が必要という意見が多くみられました。

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。誰もが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが必要です。

【 取組 】

① 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の生活に困窮している者に、就労支援や食糧支援、住宅確保給付金等の必要な自立支援を行えるよう、福祉課に自立支援事業相談員を配置し相談業務にあたるとともに、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進を図っていきます。

庁内各部署（税金・水道・住宅等）や、社会福祉協議会、教員委員会、ハローワーク、民生委員・児童委員、自治会等とも連携し、対象者の早期把握や包括的な支援を行っていきます。さらに、生活困窮家庭の子どもへの学習支援等を充実させていきます。

また、現在ホームページ及び関連施設にて制度案内掲示等を行っていますが、まだ制度の認知度が低いため、一層の周知を図っていきます。

② ひきこもり等に関する支援

必要な支援（生活相談・就労支援・医療的支援・アウトリーチ等）は相談内容に応じて多岐に渡ります。それらに横断的に対応することを可能にするため、チームで対応する相談のプラットフォームを設置し、ひきこもり等への相談支援が迅速に行えるよう努めます。

また、相談を待つことなく、ひきこもり等の対象者を把握するために、山梨県ひきこもり地域支援センター、教育委員会及び民生委員・児童委員等と連携することで対象者の把握や支援に努めていきます。

(7) 情報提供機能の強化

【 現状・課題 】

情報発信の方法は多岐にわたって存在し、住民のニーズに沿った効果的な情報発信の方法を選択することは重要です。

本市では、福祉利用者の立場にたった情報提供の推進を行ってきました。今後は、ホームページや広報誌はもとより、SNS、動画配信サイト等の利用も検討していく必要があります。また、情報収集能力、伝達能力共に関係各部署との連携をさらに向上させていく必要があります。

アンケート調査によると、都留市の保健や福祉に関する情報をどのような手段で知りたいかについて、広報誌、回覧板、市ホームページといった意見が多くみられました。また、今後、地域福祉のまちづくりのために都留市が取り組むべきことについて、福祉サービスに関する情報提供や案内の充実という意見が多くみられました。

今後は、支援が必要な人へ情報が確実に提供できるよう、様々な相談機関の周知に努めるとともに、新しい情報発信の手法を模索する必要があります。また、多様化・複雑化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応するための各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実等が求められます。

【 取組 】

① 情報提供体制の充実

ホームページや広報紙の情報内容を充実させるとともに、通知等を含めわかりやすい言葉づかいや見やすい文字の大きさなどに配慮するなど、福祉サービス利用者の立場に立った情報提供体制の充実を推進していきます。また、ホームページや広報誌だけでなく、SNS、動画配信サイト等の利用も検討していきます。

② 新しい情報メディア（媒体）の利用

インターネットや携帯電話のメール機能など、情報通信技術の向上に伴ったSNSや動画配信サイト等の新しい情報メディアを活用した情報提供の方法について検討していきます。

③ 情報収集能力と情報伝達能力の向上

地域で自立した生活を送るために必要な福祉関連情報を収集し、福祉サービス利用者の求めに応じて、情報の提供ができるように情報収集能力を引き続き向上させていきます。

また情報提供をする際には、なるべくやさしい言葉づかいやわかりやすい説明が行えるように情報伝達能力も引き続き向上させていきます。

(8) 福祉サービス利用者の権利擁護

【 現状・課題 】

すべての人が安心して生活するために、認知症や物忘れ、障害等によって、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難な人を助けられる環境づくりは重要です。

本市では、障がい分野での相談窓口の設置や制度の周知を行ってきました。今後も継続して、運営適正化委員会の周知、連携の強化を進めていきます。また、担当ごとの対応に留まらず、分野横断的な対応の強化を行っていく必要があります。

アンケート調査によると、今後、地域福祉のまちづくりのために都留市が取り組むべきことについて、高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備という意見が多くみられました。また、成年後見制度についての認知度は低い現状にあります。

高齢者・障がいのある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想されています。今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

また、近年ヤングケアラーの問題が取り上げられることが多くなってきました。本来大人がやるべき介護や育児を一部の家庭では子どもが行っている現状があります。こうした子どもたちが、他の子どもたちと同じように学業や私生活が充実できるように、地域や行政が連携してサポートしていく必要があります。

【 取組 】

① 苦情処理体制の整備及び周知

(i) 苦情相談窓口

高齢者・介護保険、子育て、障がい者の各分野の担当において各サービス利用者の苦情相談を受け付けています。

(ii) 運営適正化委員会（山梨県社会福祉協議会）

本県においては山梨県社会福祉協議会の中に「運営適正化委員会」を設けて、直接福祉サービス利用者からの、施設やサービス提供事業者に対する苦情相談を受け付けています。

本市においても運営適正化委員会との連携を深め、苦情相談の解決にあたるとともに、福祉サービス利用者に対し、苦情相談窓口としての運営適正化委員会の周知を図るとともに、連携を強化していきます。

② 日常生活自立支援事業

都留市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

今後は、日常生活自立支援事業のさらなる周知や、判断能力を欠いた者に対する支援体制を充実させていきます。

③ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるために意思疎通が困難な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるように支える重要な手段となる成年後見制度があります。制度の周知及び利用促進を図るため以下の取組を行います。

(i) 中核機関

福祉課地域福祉担当を中核機関とし、地域連携ネットワークの整備を進めます。

(ii) 市民後見人

市民後見人育成に向けた制度の周知を行います。

(iii) 後見人の活動支援

市内で活動している成年後見人を支援するため、地域連携ネットワークの関係者を集め会議を開催します。

④ 虐待防止・虐待対応

児童・高齢者・障がい者等への虐待に対する対策や相談窓口は、現在各分野の担当において行っております。しかし、虐待の相談については、複合的な問題を含んでいるケースが多いため、コア会議を開催し、関係部局で横断的な対応を行っていきます。また、当事者だけでなく、家族への支援も行っていきます。

早期発見を周知するため、虐待に該当する行為や通報義務についての広報や啓発を行っていきます。また、市民等からの通報があった場合には迅速に対応していきます。

⑤ ヤングケアラーへの支援

令和3年12月に山梨県はヤングケアラー支援ガイドラインを策定しました。本市ではそのガイドラインに沿ってヤングケアラーへの支援を実施していきます。

(i) 認知の必要性

ヤングケアラーは本人にその自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思ったりしていることが少なくありません。また、支援者となる関係機関において、ヤングケアラーに対する認識が不十分であることも少なくありません。そのような課題に対し、ヤングケアラーの認知度の向上及び相談窓口の周知を図っていきます。

(ii) 支援の連携

子どもたちが社会や学校から孤立することが無いよう、家族に要介護者等がいる場合には、その介護・世話等の実態を踏まえた上で、子育て応援ヘルパー派遣事業による家事援助や介護保険サービス、障害福祉サービスなど適切な支援につなげていけるよう関係機関と連携して支援していきます。

また、教育機関と連携し、「学校に通えていない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」などのヤングケアラーである可能性のあるサインに気づき、早期発見につながる体制を構築していきます。

(9) 多様な事業主体によるサービス提供体制の整備

【 現状・課題 】

地域の課題について、地域の人材、ノウハウ、施設、資金等を活用して解決していくことは地域の雇用創出や行政コストの削減が見込まれる等多くの利点があります。

本市では、福祉サービス提供事業者の参入促進やコミュニティビジネスの育成が十分ではない現状にあります。

アンケート調査によると、地域にある社会福祉施設は地域とどのように関わっているかについて、施設の利用者と地域住民との日常的な交流という意見が多くみられました。

今後は、コミュニティ意識の高揚につながる、ニーズに合わせた情報発信と、コミュニティ活動を気軽にPRでき、必要な人に情報を届けられる環境づくりが必要です。

【 取組 】

① サービス提供事業者の参入促進

地域における多様な福祉サービスの提供を充実させるためには、多様な主体によるサービス提供事業者を地域に確保する必要があります。サービス提供事業者の参入促進を図るため情報提供等の支援を実施していきます。

② コミュニティビジネスの育成

コミュニティビジネスとは、地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて解決していく取り組みです。ビジネスといっても利益はあくまで最終的には地域社会(コミュニティ)に還元されなければ、コミュニティビジネスとは言えません。コミュニティビジネスには地域の課題を解決することだけでなく、新規雇用の創出など地域の活性化につながる効果も期待されます。

特に福祉分野を中心に、地域社会への多様な効果が期待されるコミュニティビジネスの育成に取り組んでいきます。



計画の推進に向けて

1 計画の進行管理について

本計画の推進にあたっては、『第8期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『第2次都留市子ども・子育て支援事業計画』『都留市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』にかかる施策については、それぞれの計画に基づいた進行管理を実施していきます。

本計画における具体的施策については、地域住民、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、社会福祉協議会、行政等の役割分担をお互い確認して、それぞれが主体的に地域福祉活動を実践していきます。

達成状況や施策の実施状況について、適宜、点検・評価を行っていき、必要があれば計画の具体的施策等の見直しを実施していきます。

2 行政の推進体制等

本計画を推進していくため、福祉課が中心となって、庁内における連携体制を強化していくとともに、地域福祉における課題の共有化を図り、市民が抱える問題・課題に対して的確に、効果的に対応していきます。

また、職員の意識向上を図り、仕事を通じて地域と連携し、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図っていきます。

3 関係機関等との連携

本計画を推進していくため、当事者組織をはじめ、自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等の関係機関などとの連携が重要になります。

そのため、地域福祉の必要性・重要性と本計画について周知・啓発に取り組み、市民や団体等の理解を得ながら、ともに地域福祉を推進するパートナーシップの構築に取り組みます。